

医療ツーリズム推進のための新たな規制緩和

R1.10.18WGヒアリング 愛知県提出

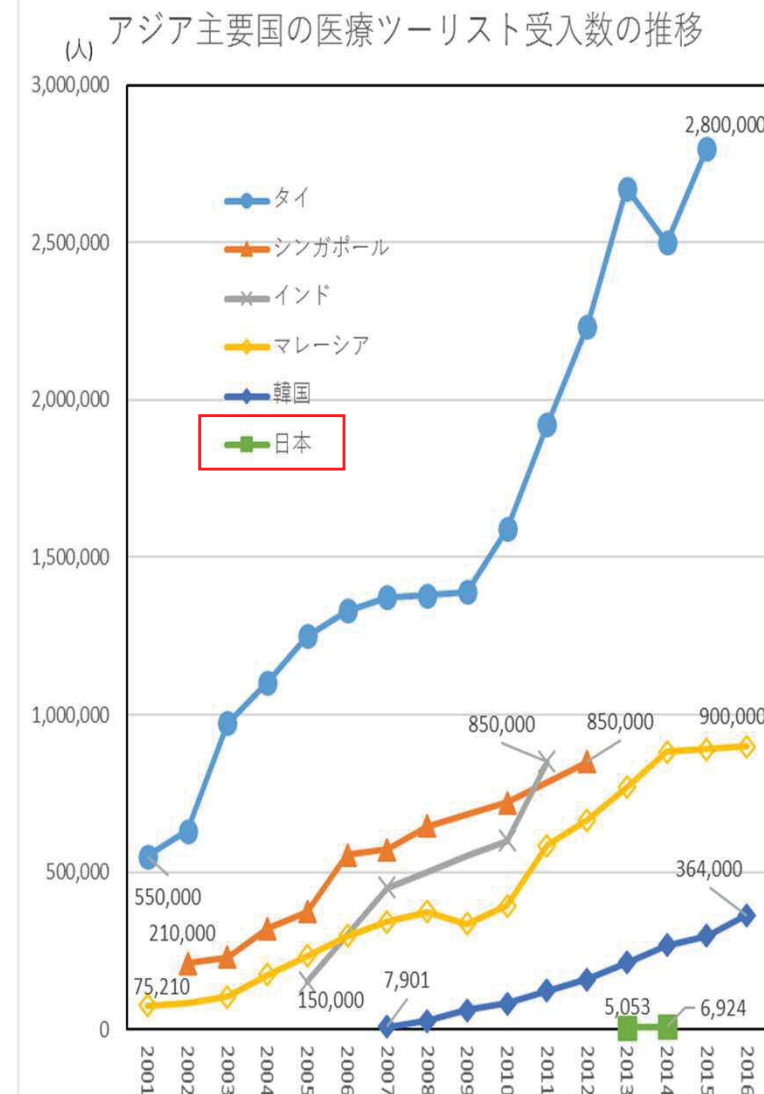
①医療ツーリズムの推進のための医療滞在ビザ発給迅速化等について

1 海外の状況

タイやシンガポールなどアジア諸国では、医療ツーリズムを国家戦略として位置付け、大幅に受入数を伸ばしている。

【各国の医療ツーリズムへの取組例】

- **タイ**
予め指定された国内の約160病院において治療する外国人の患者及び付添人は、**ビザ無しで90日以内の滞在**が可能。
- **シンガポール**
医療目的の場合、シンガポール医師の推薦状・治療計画とともにオンライン申請することにより **ビザの滞在期間の延長**が可能。
- **インド**
ビザをオンライン申請でき、60日以内の滞在が3回まで可能。 **手数料を支払うことでビザを早期発給**できる制度を整備。
- **マレーシア**
医療目的の場合、 **滞在期間の延長**が可能。
- **韓国**
医療機関や誘致業者がオンラインでビザ発給認定書を代理申請可能で、代理申請により通知された認定書を外国人患者が在外公館に提示すれば **直ちにビザ発給が可能**。
- **イギリス**
ビザ申請時に **追加費用を払うことで、審査順番が優先**され、標準的な申請であれば5営業日以内にビザが取得でき、また、 **営業時間外での申請も可能**になる。



(出典) 【アジア諸国】DBJ「進む医療の国際化(2)～拡大するアジアの医療ツーリズム～」及び日本政策投資銀行からの情報を基に作成
【日本】国内医療機関における外国人患者の受入実態調査(経済産業省)を基に作成 ※日本の受入数には、在日の外国人患者や旅行者も一部含む。

2 日本の状況

(1) 日本の医療技術

日本の医療技術は世界的にも高く評価されており、医療効果の高い日本の優れた医療技術や、予防を促す健康維持の仕組み等、日本の医療へのニーズは高い。

(2) 医療滞在ビザ

- 2011年1月に、医療目的の来日を促進するため「医療滞在ビザ」制度の運用を開始。
- アジア諸国の医療目的の外国人受入数の増加と比較すると、「医療滞在ビザ」による医療目的の来日者数は伸びていない。

	ビザの発給数		(件)	
	短期滞在		医療滞在	
		うち中国		うち中国
平成23年	1,082,547	634,494	70	31
平成24年	1,679,838	995,332	188	109
平成25年	1,553,366	867,796	299	168
平成26年	2,526,709	1,938,763	611	507
平成27年	4,368,988	3,670,501	946	829
平成28年	4,948,256	4,114,249	1,307	1,149
平成29年	5,392,838	4,390,393	1,383	1,198
平成30年	6,435,158	5,327,326	1,650	1,390

(出典) 外務省のビザ発給統計を基に作成

考えられる問題点

- ・ 「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」（「医療滞在ビザ」申請書類）
⇒治療を行う医療機関としては、診察をしていない患者に対する証明書の発行は困難。
⇒よって、一旦「短期滞在ビザ」で来日し、検診等を受ける必要がある。
- ・ 短期滞在から帰国後、改めてビザ申請を行い「医療滞在ビザ」を取得するために時間を要する。



日本での治療ニーズがあると考えられる、がん、糖尿病、脳腫瘍、心臓疾患など長期の治療が必要な疾患を治療するためには、検診と治療でそれぞれ来日する必要がある。

医療ツーリズム推進の意義

- 外国人患者への先進的な医療や最先端の医療機器等による検診の実施など、日本の優れた医療技術を提供する仕組みを構築することにより医療の国際化を進め、医療サービス目的の訪日外国人旅客の増加を図る。
- 日本に渡航する医療ツーリストとして、2020年時点で年間43万人程度の需要が潜在的にあると見込まれ、潜在需要が顕在化した場合の医療ツーリズム（観光を含む）の市場規模は約5,500億円、経済波及効果は約2,800億円と試算されている※。

※ 日本政策投資銀行レポート「進む医療の国際化～医療ツーリズムの動向～」（2010年5月26日）



医療ツーリズムの推進には、日本での治療を求める外国人の方が、検診から治療まで、一貫した医療サービスを受けるために来日しやすい効果的な仕組みが必要。

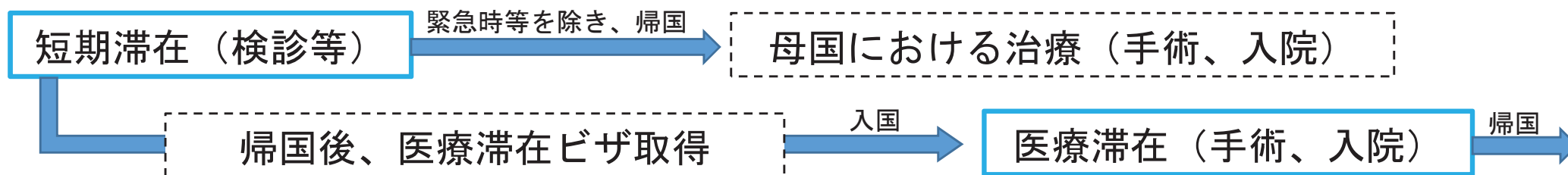


手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」（提供：藤田医科大学病院）

医療ツーリズムの推進のため、本県が提案する以下の新たな規制緩和の実現を！

- I 短期滞在ビザ（観光等）で訪日した外国人が滞在中に、病気や事故、検診の結果、一定期間の治療が必要となり、一旦帰国することなく治療を望む場合には、在留期間の延長が認められる基準、あるいは事例を明確化し、特区が指定する医療機関の判断に基づき、在留期間の延長を可能とする。
- II 医療滞在ビザについて、手続き及び申請書類の簡素化や、手数料を徴収する優先審査により、申請から発給までの期間を大幅に短縮する。

<医療ツーリズムイメージ（現行）>



<医療ツーリズムイメージ（規制緩和後）>

